2021年4月

中小企業義務化

働き方 改革

同一労働同一賃金の

対応はお済みですか?



違反企業には

7

の低下

などのリスクがあります

最高裁で判例

が出たのをご存じですか?

	大阪医科薬科大学事件	メトロコマース事件	日本郵便事件
争 点	賞与の支給	退職金の訴求	扶養手当・休暇等
概要	秘書業務に従事するアルバイト職員が、正社員との待遇の不合理な格差是正を求めた裁判。同大学は正社員に対して賞与を一律支給しており、アルバイト職員に対して賞与を支給しない結果、収入は55%程度あった。	東京メトロの子会社である メトロコマースで、売店勤 務の契約社員として勤務す る4人が退職金の不支給は 正社員の待遇格差は不当と して訴えた。	集配・出荷業務などの契約 社員が、正社員と同じ仕事 内容にもかかわらず、手当 など労働条件の格差は違法 として訴えた。
判決	企業側勝訴	企業側勝訴	従業員側勝訴

詳しくは裏面へ

同一労働同一賃金とは?

「働き方改革」によりパートタイム・有期雇用労働法が施行され、 2020年4月から正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止となりました。 実現すれば非正規雇用労働者にとって賃金が上がる可能性がある法案で、 テレワークなどの多様な働き方に対応できると期待されています。



- 1. 不合理な待遇差を解消するための規定の整備
- 2. 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化
- 3. 行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続 (行政ADR) の 規定の整備



当事務所の同一労働同一賃金対策の流れ

Step1 Step2

不合理な待遇差の解消

- 対象者の確認
- 待遇の状況を確認
- 待遇差の合理性を判断
- 是正策の検討

説明義務対応

- 労働条件通知書に明記
- 就業規則・賃金規程の改定
- 待遇差の説明書の作成
- 社員教育実施

(※) 企業の規模や状況によって変わります。詳しくはお問い合わせください

はまぐち総合法務事務所では、

会社の体制に合わせた「同一労働同一賃金」の仕組みづくりを

サポートしています。少しでも不安なことがあればぜひともご相談ください。

お問い合わせ



011-738-2255

📈 助成金・給与労務手続きセンター"

社労士・行政書士 はまぐち総合法務事務所 T E L: 011-738-2255

FAX: 011-738-2256

〒060-806 札幌市北区北6条西6丁目2 福徳ビル3F オンライン面談システムも完備! (bellFace)